

別表 1

事業区分	事業内容	実施主体
1 品目団体への参画	品目団体への加入及び、品目団体が主催するセミナー等への参加等	一般社団法人 とちぎ農産物 マーケティング協会
2 ブランド保護対策の実施	県産農産物の輸出先国(地域)における商標権の取得、取得済み商標権の権利維持に係る更新や管理等	
3 産地における輸出促進の取組		
(1) マーケットイン型の輸出の取組	現地渉外員等の調査に基づくマーケットイン型の輸出の取組で県が必要と認めるもの。	別に定めるところにより採択された農業団体等
(2) 産地の輸出課題を解決するための取組	産地の課題解決に必要な取組で県が必要と認めるもの。	
(3) いちご・なし等の輸入規制対応のための取組	いちごやなし等における、輸出先の検疫条件等の輸入規制に対応するための技術の導入	農業団体等
(4) 牛肉の輸出力強化のための取組	シンガポールにおける牛肉のブランド力強化や販路開拓に資する取組	

(注) 農業団体等とは、農業協同組合連合会、栃木県養殖漁業協同組合、農業協同組合、農地所有適格法人、県産農水産物の輸出に取り組む法人及び農業者(養殖漁業者(栃木県内に住所を有する個人若しくは本店を持つ法人)を含む)の組織する団体をいう。農業者の組織する団体とは、原則、農業者を含む3名以上で組織され、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあるものをいう。

別表 2

事業区分	補助対象経費	補助率
1 品目団体への参画	・品目団体への加入に要する経費 ・品目団体が主催するセミナー等への参加に要する経費 ・国内旅費(事業実施に係る旅費、宿泊費) ・その他県が認めるもの	定 額
2 ブランド保護対策の実施	・役務費(商標の出願費用、取得済み商標権の更新や管理等に係る国内弁理士及び海外代理人への手数料等) ・その他県が認めるもの	
3 産地における輸出促進の取組		1/2以内
(1) マーケットイン型の輸出の取組	・国内旅費(事業実施に係る旅費、宿泊費) ・海外旅費(事業実施に係る旅費、宿泊費) ・使用料、賃借料(出展料等) ・消耗品費(資材、試食、試供品等) ・通信運搬費 ・印刷製本費(パンフレット、報告書作成等) ・委託料 ・報償費(講師謝金、バイヤー招へい等に係る旅費、宿泊費等) ・会議費(会場使用料等) ・役務費(翻訳、分析等) ・広告宣伝費(海外における新聞等への広告、会場装飾費等) ・労務費(通訳、販売員等) ・輸送費 ・その他県が認めるもの	
(2) 産地の輸出課題を解決するための取組	・国内旅費(事業実施に係る旅費、宿泊費) ・海外旅費(事業実施に係る旅費、宿泊費) ・使用料、賃借料(出展料等) ・消耗品費(資材、試食、試供品等) ・通信運搬費 ・印刷製本費(パンフレット、報告書作成等) ・委託料 ・報償費(講師謝金、バイヤー招へい等に係る旅費、宿泊費等) ・会議費(会場使用料等) ・役務費(翻訳、分析等) ・広告宣伝費(海外における新聞等への広告、会場装飾費等) ・労務費(通訳、販売員等) ・輸送費 ・その他県が認めるもの	
(3) いちご・なし等の輸入規制対応のための取組	・国内旅費(研修参加費等) ・使用料、賃借料(機材リース料等) ・輸送費 ・消耗品費(資材等) ・会議費(会場使用料等) ・役務費(手数料等)	

		・労務費(作業員等) ・光熱水費(機材使用に係る電気料金等) ・その他県が認めるもの	
	(4) 牛肉の輸 出力強化の ための取組	・国内旅費(事業実施に係る旅費、宿泊費) ・海外旅費(事業実施に係る旅費、宿泊費) ・使用料、賃借料(出展料等) ・消耗品費(資材、試食、試供品等) ・通信運搬費 ・印刷製本費(パンフレット、報告書作成等) ・委託料 ・報償費(講師謝金、バイヤー招へい等に係る旅費、宿泊費等) ・会議費(会場使用料等) ・役務費(翻訳、分析等) ・広告宣伝費(海外における新聞等への広告、会場装飾費等) ・労務費(通訳、販売員等) ・輸送費 ・その他県が認めるもの	

※ 海外旅費に係る補助対象人数は、1回の渡航につき3名以内、延べ6名以内とする。また、海外渡航を証する書類(航空券半券又は航空機搭乗証明書)を保存している場合に限る。

※ 飲食に係る経費は補助対象外(ただし、試食に係る経費を除く。)とする。